住民投票事項

50 議員の停職。議会発案による憲法改正案。

正式な表題と概要

司法長官により作成

- 三分の二の多数決によって議員の一名を停職する権限の、のおよび停職中は給与および諸手当の放棄を議員に義務付ける権限を各院の議会に与える。
- 役職の権利、特権、職務もしくは権限の行使、または議会資源の使用を停職された議員に禁止する。
- 停職を指定日または議員の属する院の三分の二の多数決で終了できることを規定する。

州議会アナリストによる州および地方自治体への正味の財政的影響についての予測概要:

- 大半の年度において州歳出には影響なし。年度によっては州にわずかな節約となる。

50

SCA 17 (法案50)
(2014年議会制定法、決議第127号)についての議会により投票された最終票数

上院:	賛成31	反対3
下院:	賛成73	反対2

州議会アナリストによる分析

背景

カリフォルニア州議会。 毎年カリフォルニア州議会は法案の承認または拒絶、また州予算の通過のために投票する。有権者は議会の上下両院の120名、すなわち40 名の上院議員および80名の下院議員を選出する。議会ではなく、独立委員会が議員の給与および諸手当を設定する。現在、州は大半の議員に毎年約100,000ドルの給与を支払っている。議員は健康、歯科、および検眼の保険給付も受けている。議員は州退職金は受けていない。

議員の懲戒。 不正行為で告発された議員を懲戒できる方法はいくつかある。例えば、刑法に違反した議員を告訴し裁判所の判決を仰いだり、またリコール制度で解職を試みることも可能である。さらに、従来、議会の各院にはその議会に所属する議員を懲戒する能力がある。除名（後述）を除き、懲戒処分には院の過半数の賛成票が必要である。これらの懲戒処分には以下のものが含まれる。

- ***除名。*** 議員の除名、すなわち任期の満了は、下院または上院が利用できる最も厳しい懲戒処分である。最後にこれが行われたのは、上院議員四名の賄賂受領が上院で明らかになった1905年であった。議員の除名後、その者はもはや上院議員または下院議員でなくなる。その者の給与および諸手当を止める。州憲法下では、議員の除名には、その議員が所属する下院または上院の三分の二が賛成票を投じなければならない。これが州憲法で具体的に述べられている唯一の懲戒処分である。

州議会アナリストによる分析

続き

- ***停職。*** 議会の各院は所属する議員を停職にすることもできる。例えば、2014年、上院議員三名が重罪で告訴され、その後、上院は当該議員らを停職にすることを可決した。当該議員らの停職期間中、これらの上院議員三名は法案に表決したり、またはその他の立法行為を行ったりすることはなかった。しかし当該議員らは公職に留まり、上院を去るまで、給与および諸手当を受領し続けた。（2014年下旬、これら三名はそれぞれ、上院の予定任期の満期で議会を辞任または辞職した。）複数のカリフォルニア州議員が停職させられたのは、歴史上これが初めてであった。
- ***他の懲戒処分。*** 除名および停職に加え、議会の各院はより軽い他の懲戒処分を与えることができる。これらには譴責（公式な議員の批判）が含まれる。

法案

停職についての憲法条項。 この法案は、議員の停職に関する新条項を追加するようカリフォルニア州憲法を改正する。これらの条項は以下の問題に対処する。

- ***議員を停職にするためのより高い可決要件。*** 現在、その議員が所属する下院または上院は、過半数の賛成票で議員を停職にできる。本法案では、議員を停職にするには、その議員が所属する下院または上院の三分の二の賛成票を必要とする。
- ***給与および諸手当不支給で議員の停職が可能。*** 現在、停職中の議員は給与および諸手当を受領し続けている。本法案は、停職期間の全部または一部において、議員の給与および諸手当を止めることを下院または上院に許可する。
- ***議員の停職についての他の要件。*** 本法案はまた、(1) 停職中に議員として法律に表決したり、または他の立法行為を行うことを停職議員に禁止する、(2) 停職理由の説明を院に要求する、(3)（下院もしくは上院が設定する特定の日付または停職を終了するために下院もしくは上院の三分の二の賛成票を得た後のいずれかに）停職終了時期についての規則を制定する。

財政的影響

稀な状況においてのみカリフォルニア州議員は除名または停職される。議員に対する当該懲罰が稀であり続ける場合、大半の年度において本法案は州または地方自治体の財政にまったく影響しない。上院または下院が議員を停職にする将来の年度において、本法案は議会の報酬費用を低減し、結果、州にとって少額の節約になる可能性がある。

本法案の賛否のために主に形成された委員会のリストについては*http://www.sos.ca.gov/measure-contributions*をご覧ください。

委員会の上位10の寄付者を調べるには*http://www.fppc.ca.gov/transparency/top-contributors/june-2016-primary-election.html*をご覧ください。

住民投票事項50の全文については、26ページをご覧ください。